

## 【改正イメージ】

資料 2 - 2

### ○飼養衛生管理指導等指針の一部変更について

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 12 条の 3 の 3 第 3 項の規定に基づき、飼養衛生管理指導等指針の一部を令和 年 月 日付けで次のように変更したので、同条第 5 項の規定に基づき、公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I・II (略)

III 国内外における家畜伝染病の発生状況

1 国内における家畜伝染病の発生状況

(1) (略)

(2) 豚熱は、平成 30 年 9 月に我が国で 26 年ぶりに発生が確認され、令和 7 年〇月現在、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、東京都、兵庫県、佐賀県、岩手県、新潟県、愛媛県及び千葉県の 24 都県の豚及びいのししの飼養農場において発生が確認されている。また、野生いのししにおいても、同病ウイルスが侵入し、感染区域が拡大、広範囲における発生リスクが高い状態が継続している。

このため、令和元年 10 月以降、飼養豚への豚熱の予防的ワクチン接種を開始し、さらに野生いのしし対策として経口ワクチン散布が行われている。

(3) 鳥インフルエンザは、令和 2 年以降、毎年高病原性鳥インフルエンザが発生しており、令和 6 年シーズンにおいては、10 月に史上最速で発生が確認されて以降、令和 7 年●月までに 14 道県 51 事例が確認されている。また、野鳥においても、令和 6 年 9 月に北海道の死亡ハヤブサで確認されて以降、19 道県 226 事例で確認されている（令和 7 年●月時点）。

野鳥において同病ウイルスの保有が多数確認される期間は、家きんにおける同病の発生リスクも高いことが示唆されていることから、引き続き、飼養衛生管理の徹底による家きんにおける発生予防及び発生時の早期の防疫措置によるまん延防止に取り組む必要がある。

(4) (略)

2 海外における家畜伝染病の発生状況

(1) 口蹄疫は、アジア地域を中心に、現在もなお、断続的に発生が続いている。東アジア地域における直近の口蹄疫の発生状況としては、中国において令和 7 年 3 月に発生が確認されているほか、韓国において令和 7 年 3 月に 1 年 10 か

改正前

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I・II (略)

III 国内外における家畜伝染病の発生状況

1 国内における家畜伝染病の発生状況

(1) (略)

(2) 豚熱は、平成 30 年 9 月に我が国で 26 年ぶりに発生が確認され、令和 5 年 8 月現在、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、東京都、兵庫県、佐賀県の 20 都県の豚及びいのししの飼養農場において発生が確認されている。また、野生いのししにおいても、同病ウイルスが侵入し、感染区域が拡大、広範囲における発生リスクが高い状態が継続している。

このため、令和元年 10 月以降、飼養豚への豚熱の予防的ワクチン接種を開始し、さらに野生いのしし対策として経口ワクチン散布が行われている。

(3) 鳥インフルエンザは、令和 2 年以降、毎年高病原性鳥インフルエンザが発生しており、特に令和 4 年においては、10 月に岡山県で発生が確認されて以降、令和 5 年 4 月までに 26 道県 84 事例が確認されている。また、野鳥においても、令和 4 年 9 月に神奈川県の死亡ハヤブサで確認されて以降、27 道県 242 事例で確認されている（令和 5 年 6 月時点）。

野鳥において同病ウイルスの保有が多数確認される期間は、家きんにおける同病の発生リスクも高いことが示唆されていることから、引き続き、飼養衛生管理の徹底による家きんにおける発生予防及び発生時の早期の防疫措置によるまん延防止に取り組む必要がある。

(4) (略)

2 海外における家畜伝染病の発生状況

(1) 口蹄疫は、アジア地域を中心に、現在もなお、断続的に発生が続いている。東アジア地域における直近の口蹄疫の発生状況としては、中国において令和 5 年 4 月に発生が確認されているほか、韓国において令和 5 年 5 月に 4 年ぶり

月ぶりとなる発生が確認されている。欧州においても、令和7年にドイツ、ハンガリー及びスロバキアにて発生が確認された。

我が国においては、平成22年以降、同病の発生は確認されていないが、国際的な人やモノの移動の拡大により、同病ウイルスが侵入する可能性は極めて高い状況にある。

- (2) アフリカ豚熱は、現在、アフリカ大陸だけでなく、欧州、アジア地域、中米地域において発生が確認されている。この世界的な発生の拡大は、平成19年4月に同病がアフリカ大陸からジョージアに侵入したことから始まり、その後、ロシア、東欧諸国に発生が拡大しており、平成30年8月には、中国においてアジア地域で初めてとなる発生が確認された。アジア地域では、中国での発生後、ベトナム、北朝鮮、韓国、タイなど、我が国以外の多くの国に発生が拡大している。特に韓国においては、令和5年12月に釜山広域市の野生イノシシで感染が確認された。欧州では、東欧諸国からドイツ、イタリア等の西欧諸国にも発生が拡大し、中米地域でも、令和3年にドミニカ共和国及びハイチにおいて発生が確認されている。欧州や韓国では、家畜だけではなく、野生いのししに同病ウイルスが侵入し、拡散することにより、家畜での発生リスクが高い状態が続いている。

我が国においては、令和7年●月現在、同病の発生は確認されていないが、国際的な人やモノの移動の拡大により、同病ウイルスが侵入するリスクが極めて高い状況にある。

(3) (略)

- (4) 鳥インフルエンザは、毎年、世界各地で発生が確認され、日本や韓国では秋から春にかけて渡り鳥の飛来により発生がみられるが、東南アジア諸国、台湾等のように通年で高病原性鳥インフルエンザの発生がみられている国・地域もある。令和2年以降、欧州や東アジア地域において高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）による大規模な発生がみられている。同ウイルスによる高病原性鳥インフルエンザは米国でも継続的に発生が確認され、同国では令和6年から7年にかけて過去最大規模の発生を記録した。欧州では従来、日本と同様に主に秋から春にかけて発生がみられていたが、令和4年では夏季にお

となる発生が確認されている。

我が国においては、平成22年以降、同病の発生は確認されていないが、国際的な人やモノの移動の拡大により、同病ウイルスが侵入する可能性は極めて高い状況にある。

- (2) アフリカ豚熱は、現在、アフリカ大陸だけでなく、欧州、アジア地域、中米地域において発生が確認されている。この世界的な発生の拡大は、平成19年4月に同病がアフリカ大陸からジョージアに侵入したことから始まり、その後、ロシア、東欧諸国に発生が拡大しており、平成30年8月には、中国においてアジア地域で初めてとなる発生が確認された。アジア地域では、中国での発生後、ベトナム、北朝鮮、韓国、タイなど、我が国以外の多くの国に発生が拡大している。欧州では、東欧諸国からドイツ、イタリア等の西欧諸国にも発生が拡大し、中米地域でも、令和3年にドミニカ共和国及びハイチにおいて発生が確認されている。欧州や韓国では、家畜だけではなく、野生いのししに同病ウイルスが侵入し、拡散することにより、家畜での発生リスクが高い状態が続いている。

我が国においては、令和5年6月現在、同病の発生は確認されていないが、国際的な人やモノの移動の拡大により、同病ウイルスが侵入するリスクが極めて高い状況にある。

(3) (略)

- (4) 鳥インフルエンザは、毎年、世界各地で発生が確認され、日本や韓国では秋から春にかけて渡り鳥の飛来により発生がみられるが、東南アジア諸国、台湾等のように通年で高病原性鳥インフルエンザの発生がみられている国・地域もある。令和2年以降、欧州や東アジア地域において高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）による大規模な発生がみられている。同ウイルスによる高病原性鳥インフルエンザは令和4年2月には米国でも発生が確認され、同国ではこれまでに過去最大規模の発生を記録し、令和5年6月現在も発生が継続している。欧州では従来、日本と同様に主に秋から春

いても発生が継続した。更に令和4年には南アメリカ大陸、令和6年には南極大陸、オーストラリア及びニュージーランドにおいても発生がみられた。この他、米国や英国等では乳牛やめん山羊等家きん以外の家畜への高病原性鳥インフルエンザ感染も確認されており、鳥インフルエンザをめぐる状況は、世界的に極めて深刻な状況となっている。

このような状況の中、ウイルス伝播に関与する渡り鳥は我が国に毎年飛来しており、また、国際的な人やモノの移動が拡大しているため、同病ウイルスが侵入するリスクは今後も極めて高い状況にある。

### 3 (略)

## IV・V (略)

### 第二章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

#### I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

国及び都道府県は、家畜の種類ごとに、それぞれ下記の事項について、重点的に指導等を行う。なお、都道府県は地域の課題や実情に応じた事項を必要に応じて追加の上、重点的に指導等を行う。

#### 1・2 (略)

#### 3 鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

##### (1)～(4) (略)

##### (5) 大臣指定地域における指導等

国は、以下の①から③までの考え方にに基づき、都道府県が選定した地域について報告を受け、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが過去に複数事例発生しているなど家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられるものとして農林水産大臣が指定する地域（以下「大臣指定地域」という。）を選定する。なお、都道府県は①から③までの地域を報告する際、地域内の地形や農場分布等を踏まえ、必要に応じてまとめて又は分けて報告することができるものとする。

① 過去5年間における発生農場において、当該農場から概ね半径10km以内に別の発生農場がある場合に、それぞれの発生農場から概ね半径10km以内の地域

② 半径3km以内に10戸以上の家きん飼養農場があり、かつ当該農場における飼養羽数の合計が100万羽以上の地

にかけて発生がみられていたが、令和4年では夏季においても発生が継続した。さらに同年末以降、南アメリカ大陸においても発生がみられるなど、鳥インフルエンザをめぐる状況は、世界的に極めて深刻な状況となっている。

このような状況の中、ウイルス伝播に関与する渡り鳥は我が国に毎年飛来しており、また、国際的な人やモノの移動が拡大しているため、同病ウイルスが侵入するリスクは今後も極めて高い状況にある。

### 3 (略)

## IV・V (略)

### 第二章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

#### I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

国及び都道府県は、家畜の種類ごとに、それぞれ下記の事項について、重点的に指導等を行う。なお、都道府県は地域の課題や実情に応じた事項を必要に応じて追加の上、重点的に指導等を行う。

#### 1・2 (略)

#### 3 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

##### (1)～(4) (略)

##### (新設)

域

③ ①又は②に近接する農場が所在する地域又は地域内の戸数若しくは飼養羽数が②に該当しない地域において都道府県が必要と認める地域

都道府県は大臣指定地域に所在する農場に対して、法第三十条の規定に基づく消毒方法等を実施する場合に備え、消毒薬の備蓄、ウインドウレス鶏舎において設置するフィルター、不織布の設置等の塵埃対策の実施に必要な準備措置を講ずるよう指導するとともに、農場周辺における野鳥の生息状況の把握、農場内における野鳥誘引防止対策及び地域内で講ずるべき野鳥誘引防止対策を検討するよう指導等を行う。また、当該地域内における野鳥誘引防止対策が実施できるよう、第四章のⅡの(1)の自衛防疫団体等の活動として実施するよう指導を行う。

(6) (略)

(7) 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕

家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫、調整池等の農場敷地内の水場等に野鳥等の小型の野生動物の侵入を防止することができる2cm以下の網目の防鳥ネットその他設備を設置し、定期的に該当設備並びに当該設備が設置された家きん舎等の屋根及び壁面の破損状況を確認し、破損がある場合は、遅滞なく修繕するよう指導等を行う。また、除糞ベルトや集卵ベルトの通過口等からの野生動物の侵入を防止するため、ウインドウレスの家きん舎であっても、カバーやシャッターの設置等の対策を行うとともに、それらの日常の点検方法・体制について飼養衛生管理マニュアル等に記載する。

(8)～(10) (略)

4 (略)

Ⅱ I以外で推奨される、各主体が実施すべき飼養衛生管理上の事項

国及び都道府県は、各主体が実施すべき下記の事項に留意して周知、指導等を行う。

(1)～(3) (略)

(4) 都道府県は、家畜の所有者から(8)の相談があった際には、当該相談に係る農場の飼養衛生管理の状況を確認し、

(5) (略)

(6) 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕

家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等に野鳥等の小型の野生動物の侵入を防止することができる2cm以下の網目の防鳥ネットその他設備を設置し、定期的に該当設備の破損状況を確認し、破損がある場合は、遅滞なく修繕するよう指導等を行う。また、除糞ベルトや集卵ベルトの通過口等からの野生動物の侵入を防止するため、ウインドウレスの家きん舎であっても、カバーやシャッターの設置等の対策を行うとともに、それらの日常の点検方法・体制について飼養衛生管理マニュアル等に記載する。

(7)～(9) (略)

4 (略)

Ⅱ I以外で推奨される、各主体が実施すべき飼養衛生管理上の事項

国及び都道府県は、各主体が実施すべき下記の事項に留意して周知、指導等を行う。

(1)～(3) (略)

(4) 都道府県は、家畜の所有者から(8)の相談があった際には、当該相談に係る農場の飼養衛生管理の状況を確認し、

作業動線等を考慮した上で飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針に鑑み、適切な管理がなされるために必要な指導を行う。

また、必要に応じて家畜の所有者等に対して(8)の①又は②について提案及び周知を行う。

(5)～(7) (略)

(8) 家畜の所有者は、特定家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るために必要と考える場合には、以下の①又は②の対応を行う。

① 同一経営体内の別の農場の間で人・車両・物等の往来があり、一つの農場で豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した際に、他の農場における家畜が殺処分の対象となるような場合は、シャワーイン等の実施や物品の扱いを農場別にするなど、都道府県と相談の上、交差を防ぐ対策を実施する。

② 一つの農場における殺処分頭羽数の低減を図る場合は、当該農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、その具体的内容について都道府県と相談の上、農場の分割管理に取り組む。また、家畜保健衛生所から分割管理の運用開始時の確認及び運用開始後は毎年複数回の確認を受ける。

### Ⅲ 飼養衛生管理の状況の確認及び指導等の実施方法

(1) (略)

(2) 都道府県知事は、法第 12 条の 4 に基づく定期の報告、法第 51 条に基づく立入検査等によって、家畜の所有者の不遵守を確認した場合において、法第 12 条の 5 及び第 12 条の 6 の規定による指導及び助言並びに勧告等を行うときは、飼養衛生管理基準の遵守指導の手引きや、国からの逐次の指導等を踏まえ、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 21 条の 8 から第 21 条の 10 まで及び以下の①から④までの規定に従って実施する。なお、指導及び助言並びに勧告等の実施に際しては、地域内への疾病の侵入要因を作り得るような管理状況の農場を重点的に指導するなど、優先順位を付けた指導を行うことができる。

① 都道府県は、法第 12 条の 4 に基づく定期の報告、法第 51 条に基づく立入検査等によって、法第 12 条の 5 に基づく指導及び助言を行う際の具体的な判断基準を予め

作業動線等を考慮した上で飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針に鑑み、適切な分割管理がなされるために必要な指導を行う。

また、必要に応じて家畜の所有者等に対して農場の分割管理への取組について提案及び周知を行う。

(5)～(7) (略)

(8) 家畜の所有者は、特定家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るために必要と考える場合には、農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、その具体的内容について都道府県と相談の上、農場の分割管理に取り組む。

### Ⅲ 飼養衛生管理の状況の確認及び指導等の実施方法

(1) (略)

(2) 都道府県知事は、法第 12 条の 4 に基づく定期の報告、法第 51 条に基づく立入検査等によって、家畜の所有者の不遵守を確認した場合において、法第 12 条の 5 及び第 12 条の 6 の規定による指導及び助言並びに勧告等を行うときは、飼養衛生管理基準の遵守指導の手引きや、国からの逐次の指導等を踏まえ、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 21 条の 8 から第 21 条の 10 まで及び以下の①から④までの規定に従って実施する。

① 都道府県は、法第 12 条の 4 に基づく定期の報告、法第 51 条に基づく立入検査等によって、家畜の所有者の不遵守を確認し、改善を促してもなお当該家畜の所有者

定めることとし、衛生管理が行われることを確保するため必要があるときは、同条に基づき、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理を行うよう、当該家畜の所有者に対して指導及び助言を行うこと。

なお、法第12条の5に基づく指導及び助言を行う際の具体的な判断基準としては、例えば、指導及び助言を行う場合については、2年連続して同一の項目が遵守されておらず、指導を行った事項について改善が認められない場合、指導及び助言を行わない場合については、記録の失念等一時的な過失であり、常習性が認められないことが明らかな場合など、指導及び助言を行う場合及び行わない場合のいずれの基準も定めることが望ましい。

指導及び助言に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書を交付して指導及び助言すること。

②・③ (略)

(3)・(4) (略)

### 第三章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

#### I～III (略)

### 第四章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する重要事項

#### I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

(1)・(2) (略)

(3) また、都道府県は、(2)のほか、当該都道府県における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の措置等を円滑かつ適切に実施するため、管内の市町村と連携し、都道府県協議会を設置するものとする。都道府県協議会においては、(2)のブロック協議会における取組に即して、以下の事項等について、相互に連携するものとする。また、IIの(3)により地域の生産者団体等が協議会等を組織した場合には、これらの協議会等とも相互に連携するものとする。

① 平常時には、飼養衛生管理基準の制度内容、飼養衛生管理の現況、国又は都道府県による飼養衛生管理の向上のための指導事項等の情報共有、家畜の所有者等向けの研修会及び説明会の開催、家畜伝染病発生時の人員及び資材等の融通、埋却地の確保等の連携強化に関する協議、地域内に

が不遵守状況の改善を行わないなど、衛生管理が行われることを確保するため必要があるときは、法第12条の5に基づき、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理を行うよう、当該家畜の所有者に対して指導及び助言を行うこと。

指導及び助言に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書を交付して指導及び助言すること。

②・③ (略)

(3)・(4) (略)

### 第三章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

#### I～III (略)

### 第四章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する重要事項

#### I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

(1)・(2) (略)

(3) また、都道府県は、(2)のほか、当該都道府県における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の措置等を円滑かつ適切に実施するため、管内の市町村と連携し、都道府県協議会を設置するものとする。都道府県協議会においては、(2)のブロック協議会における取組に即して、以下の事項等について、相互に連携するものとする。また、IIの(3)により地域の生産者団体等が協議会等を組織した場合には、これらの協議会等とも相互に連携するものとする。

① 平常時には、飼養衛生管理基準の制度内容、飼養衛生管理の現況、国又は都道府県による飼養衛生管理の向上のための指導事項等の情報共有、家畜の所有者等向けの研修会及び説明会の開催、家畜伝染病発生時の人員及び資材等の融通、埋却地の確保等の連携強化に関する協議、野生動物

おける農場への野鳥の誘引防止対策に関する協議、野生動物への感染防止対策に関する協議等

② (略)

(4)・(5) (略)

## II 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

(1) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を地域レベルでより実効的に確保するためには、家畜の所有者又はその組織する団体が、各地域において自助・共助の考えの下に自衛防疫団体等を設置し、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、飼養衛生管理に係るマニュアルの策定、効果的な飼養衛生管理に関する研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介、衛生対策設備の施工業者の案内、補助事業に関する情報の共有、防疫資材の共同購入・備蓄、一斉消毒の共同実施、地域的な野鳥誘引防止対策等の自主的措置に取り組むことが重要である。特に、家畜の密集地域においては、ひとたび家畜伝染病が発生するとまん延のリスクも高いことから、自衛防疫団体等を設置することが推奨される。

(2) (略)

(3) また、国、都道府県及び市町村は、各地域の生産者団体、獣医師の組織する団体、共済団体、猟友会、関連事業者等が相互に連携して、

① 平常時における、家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や説明会の開催、地域的な野鳥誘引防止対策の実施、都道府県等が実施する防疫演習への協力、飼養衛生管理マニュアルの作成、自己点検等に関する技術的な助言等

② (略)

## III 市町村の取組に関する方針

市町村は、国、都道府県及び生産者団体と連携し、家畜の伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けた事前対応型の防疫体制を整備することが重要であることから、以下について、積極的に取り組むものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 都道府県、生産者団体、地域の関係者等と協力し、野生動物の捕獲や野鳥の誘引防止対策のほか、食品残さ等を介した野生

への感染防止対策に関する協議等

② (略)

(4)・(5) (略)

## II 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

(1) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を地域レベルでより実効的に確保するためには、家畜の所有者又はその組織する団体が、各地域において自助・共助の考えの下に自衛防疫団体等を設置し、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、飼養衛生管理に係るマニュアルの策定、効果的な飼養衛生管理に関する研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介、衛生対策設備の施工業者の案内、補助事業に関する情報の共有、防疫資材の共同購入・備蓄、一斉消毒の共同実施等の自主的措置に取り組むことが重要である。特に、家畜の密集地域においては、ひとたび家畜伝染病が発生するとまん延のリスクも高いことから、自衛防疫団体等を設置することが推奨される。

(2) (略)

(3) また、国、都道府県及び市町村は、各地域の生産者団体、獣医師の組織する団体、共済団体、猟友会、関連事業者等が相互に連携して、

① 平常時における、家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や説明会の開催、都道府県等が実施する防疫演習への協力、飼養衛生管理マニュアルの作成、自己点検等に関する技術的な助言等

② (略)

## III 市町村の取組に関する方針

市町村は、国、都道府県及び生産者団体と連携し、家畜の伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けた事前対応型の防疫体制を整備することが重要であることから、以下について、積極的に取り組むものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 都道府県、生産者団体、地域の関係者等と協力し、野生動物の捕獲のほか、食品残さ等を介した野生動物への感染を防止す

|                                                                   |                                                         |
|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| <p>動物への感染を防止するためのゴミ箱や看板の設置等の適切な対策を推進するよう努める。</p> <p>IV～VI （略）</p> | <p>るためのゴミ箱や看板の設置等の適切な対策を推進するよう努める。</p> <p>IV～VI （略）</p> |
|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|